

盛岡市 屋外広告物条例 の手引き

令和 7 年 4 月 1 日改訂

はじめに

ポスターや広告板など、屋外に表示・設置される広告は、情報を伝達するだけでなく、まちを活気付ける役割も果たしていますが、一方で、無秩序に表示・設置されると、景観が乱れ、結果的にまち全体としての魅力が損なわれます。

また、設置方法が不適切な場合には倒壊や落下により歩行者等に危害を及ぼすおそれもあるため、一定の基準に基づいて表示・設置する必要があります。

もくじ

■屋外広告物とは	2
■屋外広告物をつくるときは	
周辺環境への配慮	2
表示・設置できる広告物等の確認	3
広告物等を表示・設置する場合の申請手続きの流れ	3
■表示・設置にはルールがあります	
禁止広告物	4
禁止物件	5
適用除外	5
区域区分	7
屋外広告物規制図	8
区域区分構成	8
共通許可基準	9
簡易広告物許可基準	10
建植広告物許可基準	12
建築物利用広告物許可基準	13
河川・眺望景観保全区域許可基準	15
集合広告物を設置するときは	16
許可申請手数料	17
許可された広告物には	17
屋外広告業の登録	18
屋外広告物講習会	18
■違反したときは	
罰則	19
簡易除却	19
■安全とまちの魅力のために	
広告物等の管理	20
広告物等の点検	20
広告物等の除却	21
広告物協定	21

おくがい

屋外広告物とは

屋外広告物法では、次の4つの要件全てに該当するものを「屋外広告物」と定めています。

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示される（誰でも見ることのできる）もの
- ④看板、立看板、はり紙、はり札や広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたものや、これらに類するもの

※これらに該当するものであれば、営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものでも屋外広告物となります。

また、盛岡市屋外広告物条例では、広告物または広告物を掲出する物件を「広告物等」と定めています。

屋外広告物をつくるときは

周辺環境への配慮

広告物等は、表示・設置すると長い期間、多くの人の目に触れることになります。

乱立する広告物等は、雑多なまちの印象を与え、結果的にどの広告も目立たなくなり広告としての機能が低下することになります。

また、過度に原色などを用いて人目を引く広告物等は、見た人を不快にさせ、表示している広告内容の評価を損なう結果につながりかねません。

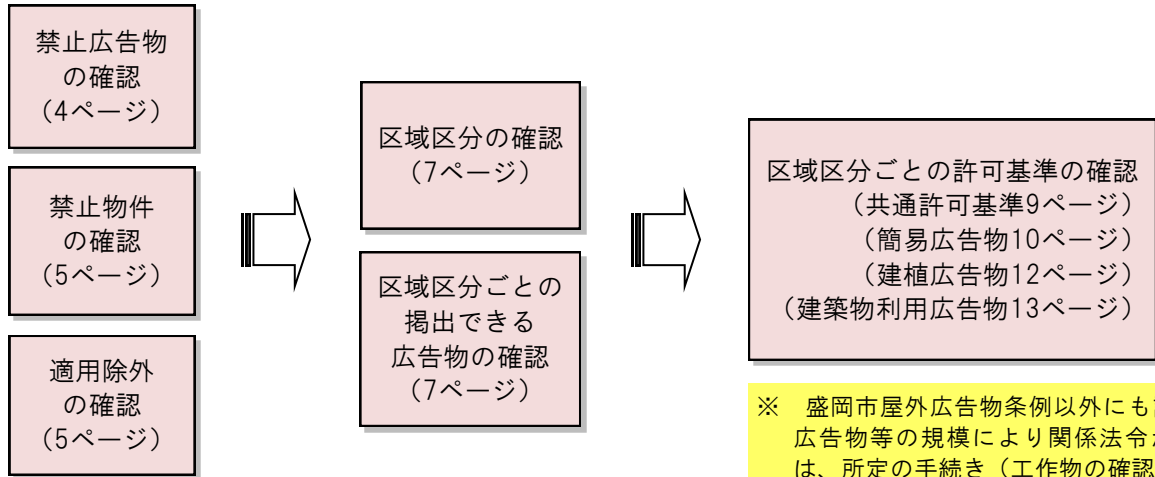


広告物等をつくる前には、設置場所の周囲を見渡し、次のことに注意して広告物等の大きさやデザインが周囲の環境を阻害する要因とならないか考えてみましょう。

- 1 交通の安全を阻害していませんか。
- 2 学校や病院、公園等周囲の環境にふさわしいものですか。
- 3 特徴あるまちなみや、眺望を遮っていませんか。

表示・設置できる広告物等の確認

広告物等を表示・設置する場合、次の流れにより基準等を確認してください。



※ 盛岡市屋外広告物条例以外にも設置場所や広告物等の規模により関係法令がある場合は、所定の手続き（工作物の確認申請、道路占用許可申請など）が必要になります。

広告物等を表示・設置する場合の申請手続きの流れ

次の場合は、**許可**が必要です。また、許可申請には手数料が掛かります。（手数料については17ページ参照）

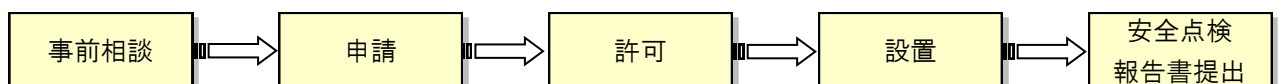
- 1 広告物等を表示・設置しようとするとき。
- 2 許可を受けた広告物等を変更し、または改造しようとするとき。
- 3 許可の期間を更新しようとするとき。

申請したにもかかわらず、許可が下りずに表示・設置できない事態を未然に防ぐためにも、許可の申請の前に、事前に相談してください。

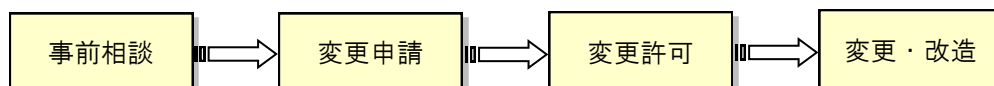
事前の相談には、実際に提出予定の申請書一式の写し（申請書、設置場所が分かる案内図、配置図、構造図、現況写真等）を提出してください。（メール可）

後日、市から内容の検討結果および申請書類の不備事項や、申請に係る手数料等を併せてお知らせします。

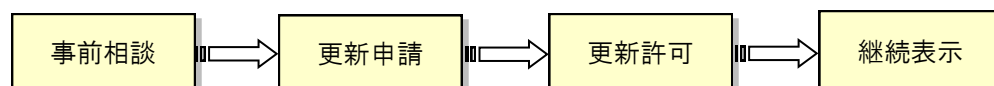
【新規に設置する場合】



【許可を受けた広告物等を変更し、または改造する場合】



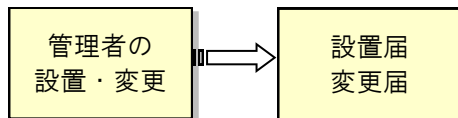
【許可期間を更新する場合】



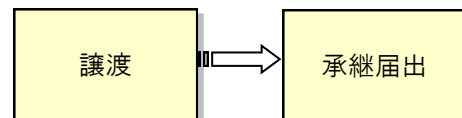
次の場合は、市長に**届け出**なければなりません。

- 1 許可を受けた広告物等を管理する者を設置し、または変更したとき。
- 2 許可を受けた広告物等を譲り受けたときなど
- 3 許可を受けた広告物等を除却したとき。

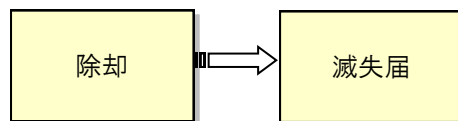
【管理する者を設置し、または変更した場合】



【許可を受けた広告物等を譲り受けた場合】



【許可を受けた広告物等を除却した場合】



広告物等の表示・設置を発注するときは、市長の登録を受けた屋外広告業者へ依頼してください。（屋外広告業の登録については18ページ参照）

広告物等を表示・設置するときは、その広告物等を管理する者を設置しなければなりません。（管理者については20ページ参照）

申請や届出に必要な書類は、市のホームページからダウンロードすることができます。
（市のホームページ：<http://www.city.morioka.iwate.jp/>）

表示・設置にはルールがあります

禁止広告物

次のような広告物等は、市内に表示・設置できません。

- 1 著しく汚染し、たい色し、または塗料等のはく離したもの
- 2 著しく破損し、または老朽したもの
- 3 倒壊または落下のおそれのあるもの
- 4 信号機、道路標識または道路標示に類似し、またはこれらの効用を妨げ、もしくはそのおそれのあるもの
- 5 道路の交通の安全を阻害し、またはそのおそれのあるもの

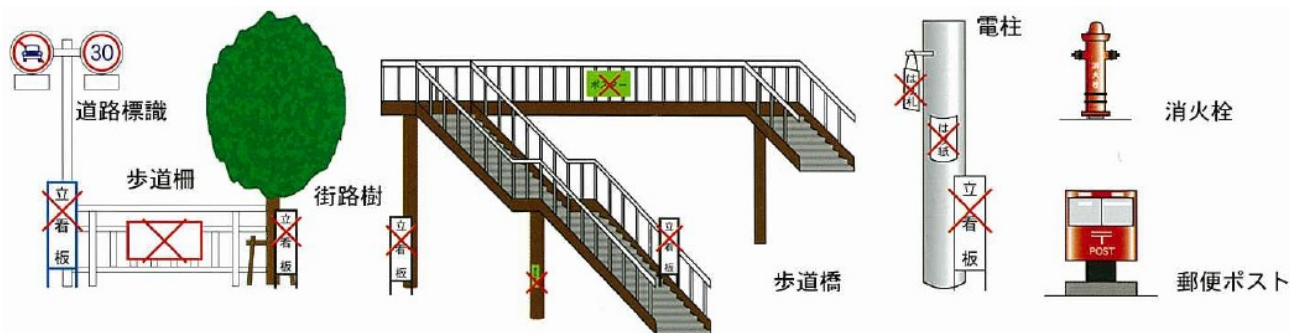


禁止物件

次の物件などには、広告物等を表示・設置できません。

橋りょう、街路樹、記念碑、石垣、擁壁、信号機、道路標識、道路上の柵、消火栓、郵便ポスト、電話ボックス、送電塔、煙突、ガスタンクなど

電柱、街灯柱その他これらに類するものには、立看板、はり紙、はり札を表示・設置できません。



次の禁止物件には、許可を受けることで表示・設置できます。（次の基準および共通・種類別許可基準に適合するもの）

煙突、ガスタンク、水道タンク

基準

- ・周囲の景観に調和したもので、かつ、公共的目的をもって表示するもの
- ・表示面積が、広告物を表示する物件の最大投影面積の1/2以下であること。

次の広告物等は届出をすることで、禁止物件であっても表示・設置できます。

- 1 国、地方公共団体が公共的目的で表示・設置するもの(共通・種類別許可基準に適合するもの)
- 2 指定団体※が公共的目的で表示・設置するもの(共通・種類別許可基準に適合するもの)

※指定団体：市長が指定する公共的目的を有する法人や団体です。

令和3年4月1日現在で指定している団体は、次のとおりです。

- ・日本赤十字社
- ・一般社団法人岩手県交通安全協会
- ・公益社団法人岩手県防犯協会連合会および盛岡市防犯協会
- ・各地域の町内会、自治会、その他の住民自治組織

適用除外

次に掲げるものは、許可を受けなくても表示・設置できます。

- 1 道路標識など法令の規定によって表示・設置するもの
- 2 国や地方公共団体が庁舎や敷地内に公共的な目的で表示・設置するもの
(共通・種類別許可基準に適合するもの)
- 3 指定団体が当該団体の施設や敷地内に公共的な目的で表示・設置するもの
(共通・種類別許可基準に適合するもの)
- 4 公職選挙法の規定による選挙運動のために使用するポスターや立札等
- 5 市長が指定する公益上必要な施設等※に表示・設置するもの(次ページの基準に適合するもの)
- 6 災害等の発生等緊急かつやむを得ない場合に表示・設置するもの



※市長が指定する公益上必要な施設等（平成24年4月1日現在）

防犯灯、街路灯、ガードレール、くず籠、植栽、芝生、花壇、生け垣、日陰棚、噴水、築山、彫像、灯籠、休憩所、ベンチ、ぶらんこ、滑り台、シーソー、駐車場、時計台、水飲場、手洗場、展望台その他これらに類するもの

基準

- ・施設や物件の寄贈者の氏名、名称等を表示するもの
- ・表示面積は、表示方向から見た当該施設の外郭線内を1平面とみなした場合のその面積の1/10以下であり、かつ、0.5㎡以下であること。
- ・表示箇所は、原則として1施設につき1箇所であること。
- ・蛍光塗料を使用しないものであること。

次に掲げるものは、禁止物件を除き、許可を受けなくても表示・設置できます。

1 自家用広告物（次の基準に適合するもの）

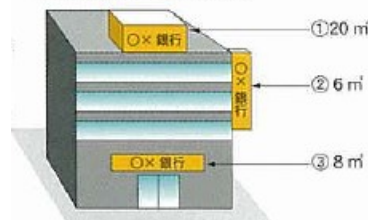
基準：住所または事業所、営業所もしくは作業所当たりの表示面積が10㎡以下であること。
（のぼりや立看板等の簡易広告物を含む）

《自家用広告物の例1》



表示面積の合計が10㎡以下なので、全てを適用除外とすることが可能です。

《自家用広告物の例2》



表示面積の合計が10㎡を超えるので、②または③のいずれかを適用除外とすることが可能です。

2 管理用広告物（次の基準に適合するもの）

基準：表示面積が2㎡以下であること。



3 工事現場の板塀等に表示・設置するもの（次の基準に適合するもの）

基準：周囲の景観に調和した絵画、写真等を表示するものであること。

4 冠婚葬祭・祭礼等のため、一時的に表示・設置するもの

5 講演会や展覧会、音楽会等のため会場の敷地内に表示・設置するもの

6 人、動物、車両等に表示するもの

7 地方公共団体が公共的目的で設置した掲示板に表示するもの

（右の基準に適合するもの）

8 学校の敷地内に教育的目的をもって表示・設置するもの

9 第2種市街地景観区域および第3種市街地景観区域において表示する

表示面積が0.25㎡ [A2サイズ]（政治活動用※は0.5㎡ [A1サイズ]）以下のはり紙

（同一種類のはり紙の周囲1m（政治活動用※で表示面積0.25㎡を超えるものは2m）以内に表示されないこと。）

※政治資金規正法第6条の規定による届出をした政治団体が政治活動のために表示するもの

10 工事の用に供する広告物のうち、迂回路の表示、交通規制の予告その他の工事の管理上公共的目的で表示・設置されるもの

11 林野火災の発生を予防するための公共的目的で表示・設置されるもの

基準

- ・はり紙であること。
- ・表示面積が1㎡以下であること。
- ・表示期間が1月以内であること。

次に掲げるものは、禁止物件であっても許可を受けずに表示・設置できます。

- ・次の物件の所有者等の自家用広告物や管理用広告物等（次の基準に適合するもの）
石垣、擁壁、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク など

基準：表示面積が2㎡以下であること。

区域区分

市景観計画および都市計画の用途地域を基に、市内を次のような区域に区分し、許可の基準を区域ごとに定めています。

第1種市街地景観区域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区、市街地景観地域のうち市街化区域以外の地域

掲出できる広告物：自家用
広告物(※1)・案内誘導広告
物(※2)・公共目的の広告物
(※4)



第2種市街地景観区域

第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域

掲出できる広告物：自家用
広告物・案内誘導広告物・
一般広告物(簡易広告物(※5)
に限り。）・公共目的の
広告物



第3種市街地景観区域

第2種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、工業地域、準工業地域、工業専用地域

掲出できる広告物：自家用広告物・案内誘導広告物・一般広告物(※3)・公共目的の広告物



田園・丘陵景観区域

田園・丘陵景観地域、市街化調整区域(景観形成地域を除きます。)

掲出できる広告物：自家用
広告物・案内誘導広告物・公共目的の
広告物



山地景観区域

山地景観地域

掲出できる広告物：自家用
広告物・案内誘導広告物・公共目的の
広告物



特別規制区域

保存樹・保存樹林、河川、湖沼、溪谷、高原、山岳、官公署等のうち市長が指定したものや一定の範囲、市民農園、保安林、緑地・都市公園、一団地の官公庁施設



掲出できる広告物：自家用
広告物・案内誘導広告物・
公共目的の広告物

河川・眺望景観保全区域

河川景観保全地域

眺望景観保全地域

高さ基準を上乗せ



歴史的景観保全区域

歴史景観地域

文化財の周囲、保護庭園、保存樹木、保存建造物、環境保護地区、環境緑化地区のうち市長が指定したものや一定の範囲、伝統的建造物群保存地区

掲出できる広告物：自家用
広告物・案内誘導広告物・
公共目的の広告物



屋外広告物景観形成地区

景観上重要な地域として特に市長が指定する地域

それぞれの地域によって独自の
基準を上乗せ



※1 自家用広告物・・・自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示し、または設置する広告物等

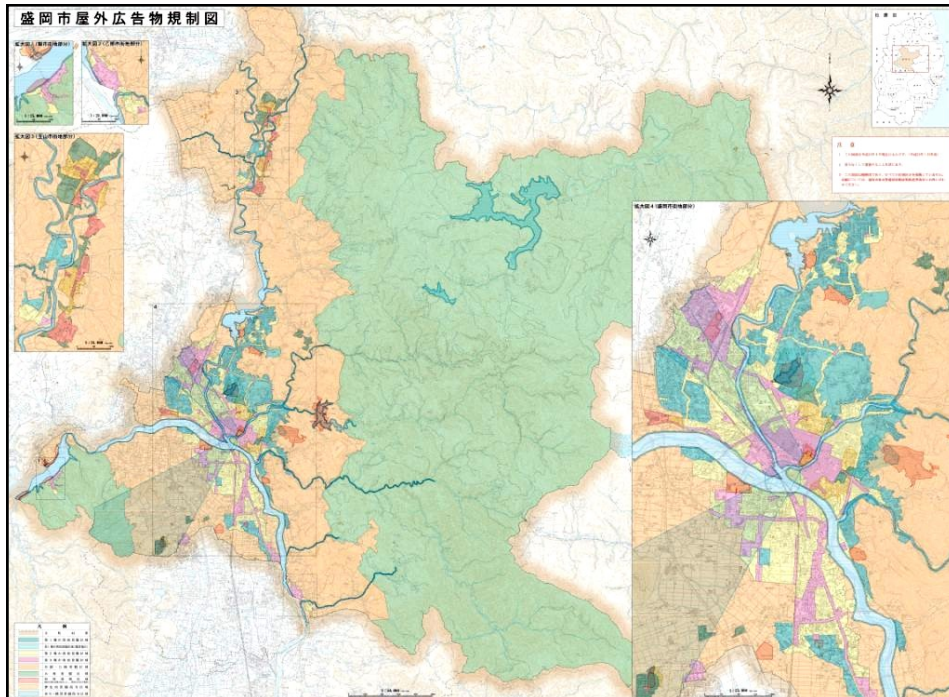
※2 案内誘導広告物・・・観光地、沿道サービス施設または事業所等の入り口等に係る道標、案内図板等の広告物等

※3 一般広告物・・・自家用広告物、案内誘導広告物、管理用広告物、公共目的の広告物のいずれにも該当しない広告物等

※4 公共目的の広告物・・・公共的目的を持った道標、案内図板その他の公共的目的をもって表示し、または設置する広告物等

※5 簡易広告物・・・はり紙、はり札、立看板、電柱巻付広告物、電柱そで看板、広告幕、広告旗、のぼりおよびアドバルーン

屋外広告物規制図（概要）

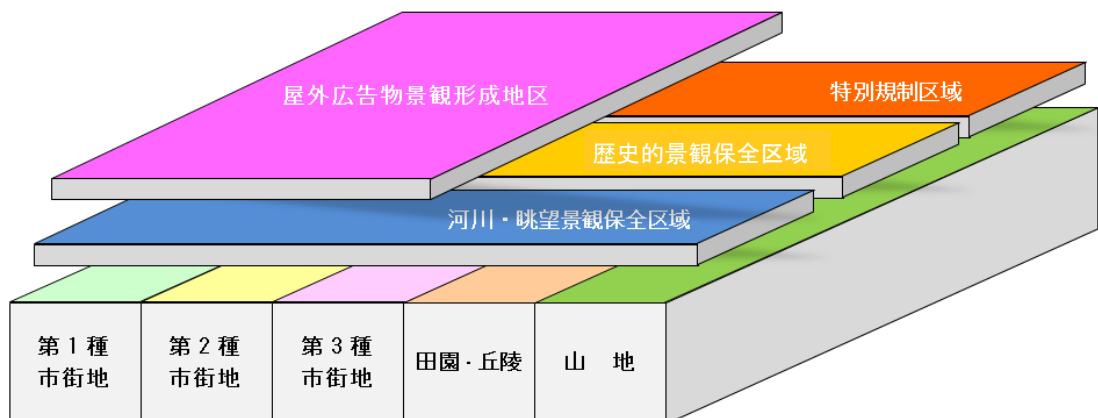


区域区分構成

基本となる区域区分として、市内を第1種市街地景観区域、第2種市街地景観区域、第3種市街地景観区域、田園・丘陵景観区域、山地景観区域の5つの区域に区分します。

また、上乘せの区域区分として、市内をさらに特別規制区域、歴史的景観保全区域、河川・眺望景観保全区域、屋外広告物景観形成地区に区分します。

複数の区域が重なっている場合は、該当する全ての区域区分の基準に適合する必要があります。



盛岡市のホームページ「もりおか便利マップ」(<https://www2.wagmap.jp/morioka/Portal>)の「土地情報」より、都市計画の用途地域および景観計画の区域区分について、参考として確認することができます。

設置場所を検索し、調べたい地点をクリックすると、都市計画の用途地域や景観計画の区域が表示されます。

※ もりおか便利マップでは規制情報全てを掲載しているものではありません。

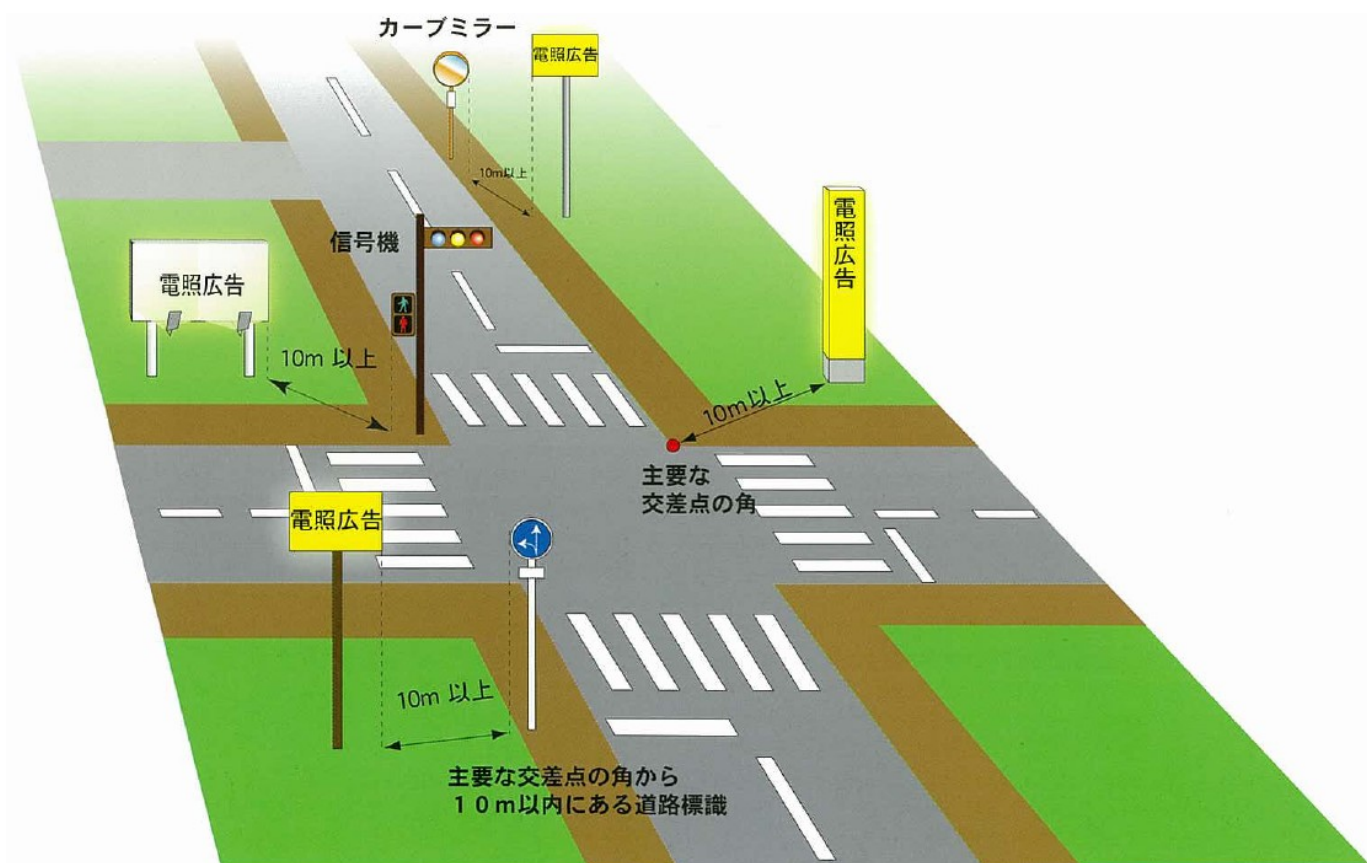
※ もりおか便利マップに掲載している情報は概要であり、内容を証明するものではありません。

※ 縮尺等に伴う誤差がありますので、取引の資料とするものなど、重要な情報、特に境界付近の情報については、必ず窓口でご確認ください。

※ 盛岡市は、当システムの利用によって発生する直接または間接の損失、損害等について、一切の責任を負いません。

共通許可基準

- 1 形状、表示面積、色彩、意匠その他表示の方法が美観風致を害し、またはそのおそれのあるものでないこと。
- 2 著しく汚染し、たい色し、または塗料等のはく離したものでないこと。
- 3 著しく破損し、または老朽したものでないこと。
- 4 倒壊または落下のおそれのないこと。
- 5 信号機、道路標識または道路標示と類似し、またはこれらの効用を妨げ、もしくはそのおそれのあるものでないこと。
- 6 道路の交通の安全を阻害し、またはそのおそれのあるものでないこと。
- 7 広告を表示しない面および脚部で望見可能な部分が塗装その他の装飾をされたものであること。
- 8 ネオン・サイン、イルミネーションその他の発光し、または照明する装置のある広告物等にあつては、踏切、信号機、主要な交差点（幅員8m以上の道路が相互に交差する三差路以上の交差点をいいます。以下同じ。）の角、道路標識（主要な交差点の角から10m以内にある道路標識に限ります。以下同じ。）およびカーブミラーからそれぞれ10m以上離れた場所に設置されるものであること。ただし、自家用広告物等および建築物に表示し、もしくは設置する広告物等については、この限りではありません。
- 9 照明する装置のある広告物等にあつては、田園・丘陵景観区域および山地景観区域において照明を上方へ照射しないものであること。



簡易広告物許可基準

はり紙

紙、布、ビニール等を使用して作製されたものであって、建築物その他の工作物等にはり付けられるものをいいます。

- 1 表示面積は、 2m^2 以下であること。
- 2 同一内容のはり紙相互間の距離が、表示面積 1m^2 以下の場合は 2m 以上、 1m^2 を超える場合は 3m 以上離れていること。



許可期間：2月以内（政治活動用※で合成紙製は6月以内）

※政治資金規正法第6条の規定による届出をした政治団体が政治活動のために表示するもの

はり札

木または金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、建築物その他の工作物等に添架されるものをいいます。

- 1 表示面積が 0.2m^2 以下であること。
- 2 同一内容のはり札を表示する場合は、はり札相互間の距離が 1m 以上離れていること。

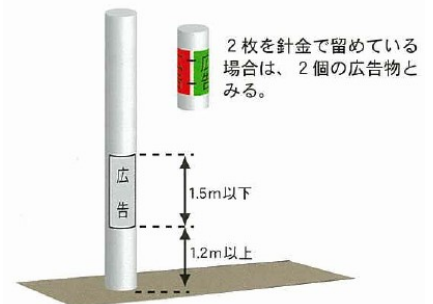
許可期間：木製1年以内、金属製等3年以内

電柱巻付広告物

金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、電柱、街路灯柱等に巻き付けられるものをいいます。

- 1 上下の長さは、 1.5m 以下であること。
- 2 最下端の高さは、 1.2m 以上であること。
- 3 踏切、信号機、主要な交差点の角、道路標識およびカーブミラーからそれぞれ 10m 以上離れた場所に設置されるものであること。

許可期間：3年以内



電柱そで看板

木または金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、電柱、街路灯柱等に取り付けられる突出状のものをいいます。

- 1 上下の長さは、 1.2m 以下であること。
- 2 電柱、街路灯柱等からの出幅は、 0.7m 以下であること。
- 3 踏切、信号機、主要な交差点の角、道路標識およびカーブミラーからそれぞれ 10m 以上離れた場所に設置されるものであること。
- 4 同一の電柱、街路灯柱等に同一種類のものを2箇所以上設置されるものでないこと。

許可期間：木製1年以内、金属製等3年以内



広告幕、広告旗およびのぼり

布、網等で作製されたものであって、幕、旗、のぼりその他これらに類する形態のものをいいます。

- 1 幅は、 1.5m 以下であること。
- 2 道路を横断する広告幕にあっては、踏切、信号機、主要な交差点の角、道路標識およびカーブミラーからそれぞれ 10m 以上離れた場所に設置されるものであること。

許可期間：2月以内

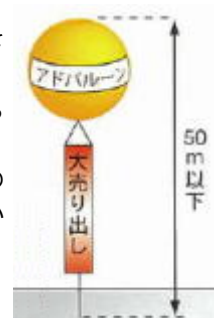


アドバルーン

気球を利用して表示するものをいいます。

- 1 気球の高さは、係留場所から 50m 以下であること。
- 2 掲揚時に電線、煙突その他の施設物に接触するおそれのないものであること。

許可期間：1月以内

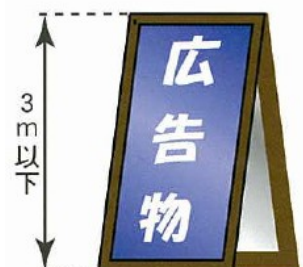


立看板

建築物その他の工作物等に立てかけられるものまたは柱状もしくは塔状のもので、土地または建築物その他の工作物等に固定されない構造であるものおよびこれらに類するものをいいます。

- 1 最大投影面積は、 2m^2 以下であること。
- 2 高さは、 3m 以下であること。
- 3 踏切、信号機、主要な交差点の角、道路標識およびカーブミラーからそれぞれ 10m 以上離れた場所に設置されるものであること。
- 4 倒伏のおそれがないものであること。

許可期間：6月以内



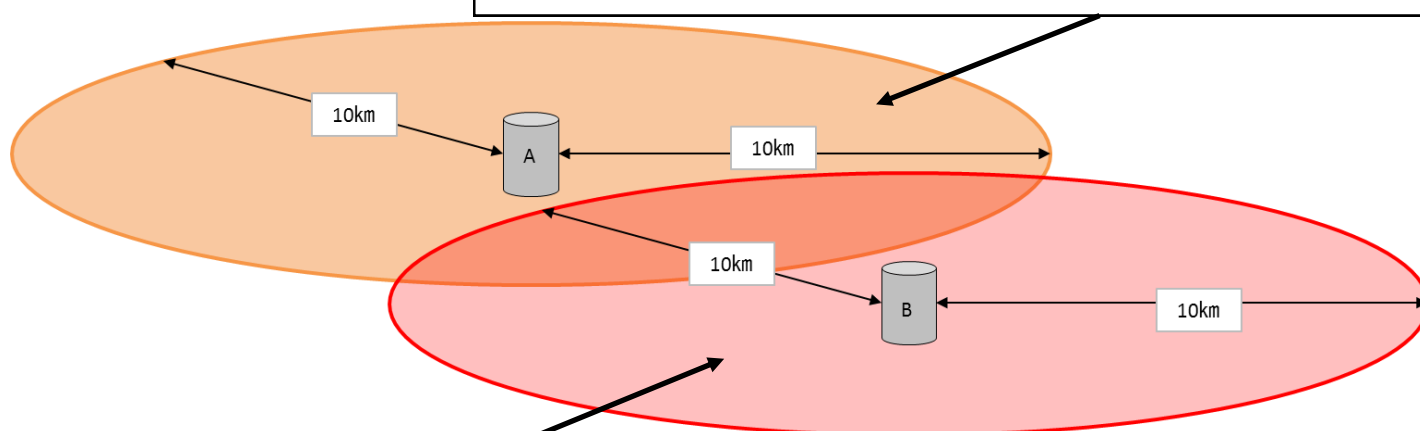
簡易広告物は、次の表のとおり区域区分ごとに掲示できる広告物の種類が異なります。

	自家用広告物	案内誘導広告物	一般広告物
第1種市街地景観区域	表示・設置 可	表示・設置 可	禁止
第2種市街地景観区域	表示・設置 可	表示・設置 可 (距離・個数制限なし)	表示・設置 可
第3種市街地景観区域	表示・設置 可	表示・設置 可 (距離・個数制限なし)	表示・設置 可
田園・丘陵景観区域	表示・設置 可	表示・設置 可	禁止
山地景観区域	表示・設置 可	表示・設置 可	禁止
特別規制区域	表示・設置 可	表示・設置 可	禁止
歴史的景観保全区域	表示・設置 可	表示・設置 可	禁止
河川・眺望景観保全区域	高さの基準を上乗せ（15ページ参照）		
屋外広告物景観形成地区	地区ごとに掲出できる簡易広告物が異なります。 「大慈寺地区屋外広告物景観形成地区屋外広告物許可基準の手引き」参照		

第1種市街地景観区域、田園・丘陵景観区域、山地景観区域、特別規制区域、歴史的景観保全区域および屋外広告物景観形成地区において許可を受けて表示され、または設置されている案内誘導広告物のうち簡易広告物であるもの（案内誘導簡易広告物等）は、種類別許可基準のほか、次の基準にも適合する必要があります。

- 案内誘導簡易広告物等から案内誘導の対象となる観光地等までの距離が10km以内であること。
- 案内誘導の対象となる1つの観光地等につき、案内誘導簡易広告物等の合計数が6個以内であること。

Aの案内誘導簡易広告物等は、Aから10kmの範囲内に6個まで表示・設置可能。ただし、第2種市街地景観区域および第3種市街地景観区域では距離および個数の制限はありません。



Bの案内誘導簡易広告物等は、Bから10kmの範囲内に6個まで表示・設置可能。ただし、第2種市街地景観区域および第3種市街地景観区域では距離および個数の制限はありません。

屋外広告物景観形成地区内の案内誘導簡易広告物等の基準については、別紙「大慈寺地区屋外広告物景観形成地区屋外広告物許可基準の手引き」により確認してください。

建植広告物許可基準

けんしよく

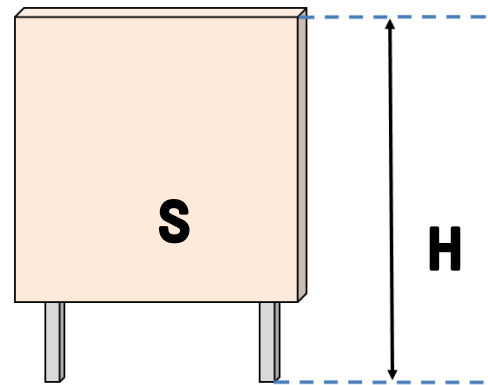
建植広告物

木または金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、土地に建植されるもの（柱状および塔状のもの並びに道路を横断して表示・設置されるものを含みます。）をいいます。

1 踏切、信号機、主要な交差点の角、道路標識およびカーブミラーからそれぞれ10m以上離れた場所に設置されるものであること。ただし、自家用広告物等については、この限りではありません。

2 高さおよび面積の基準は、次の表のとおりです。

許可期間：木製1年以内、金属製等3年以内



H … 地上から広告物上端までの高さ

S … 広告物の最大投影面積

	自家用広告物 公共目的広告物	案内誘導広告物	一般広告物
第1種市街地景観区域	$H \leq 10\text{m}$ 、 $S \leq 10\text{m}^2$	$H \leq 5\text{m}$ 、 $S \leq 2\text{m}^2$	禁止
第2種市街地景観区域	$H \leq 10\text{m}$ 、 $S \leq 20\text{m}^2$	$H \leq 5\text{m}$ 、 $S \leq 5\text{m}^2$	禁止
第3種市街地景観区域	$H \leq 20\text{m}$ 、 $S \leq 30\text{m}^2$	$H \leq 20\text{m}$ 、 $S \leq 30\text{m}^2$ (距離・個数制限なし)	$H \leq 20\text{m}$ 、 $S \leq 30\text{m}^2$
田園・丘陵景観区域	$H \leq 10\text{m}$ 、 $S \leq 10\text{m}^2$ (2m ²)	$H \leq 5\text{m}$ 、 $S \leq 2\text{m}^2$ (2m ²)	禁止
山地景観区域	$H \leq 10\text{m}$ 、 $S \leq 10\text{m}^2$ (2m ²)	$H \leq 5\text{m}$ 、 $S \leq 2\text{m}^2$ (2m ²)	禁止
特別規制区域	上乗せ基準なし	$H \leq 5\text{m}$ 、 $S \leq 2\text{m}^2$	禁止
歴史的景観保全区域	$H \leq 10\text{m}$ 、 $S \leq 10\text{m}^2$	$H \leq 5\text{m}$ 、 $S \leq 2\text{m}^2$	禁止
河川・眺望景観保全区域	高さの基準を上乗せ（15ページ参照）		
屋外広告物景観形成地区	地区ごとに許可基準が異なります。 「大慈寺地区屋外広告物景観形成地区屋外広告物許可基準の手引き」参照		

※ 案内誘導広告は、案内対象施設からの距離および個数の制限があります。（14ページ参照）

※ 括弧内の数値は、電光表示広告物（発光または照明の装置のある広告物等のうち、常時表示の内容を変化させることができる広告物をいいます。）を設置する場合の基準です。

建築物利用広告物許可基準

建築物利用広告物とは、広告板、そで看板、屋上広告物のことをいいます。

広告板

木または金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、建築物その他の工作物等に添架されるもので、はり札以外のものをいいます。

屋上広告物

建築物の屋上に建植されるもの（柱状および搭状のものを含みます。）をいいます。

そで看板

木または金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、建築物その他の工作物等（電柱、街路灯柱等を除きます。）に取り付けられる突出状のものをいいます。

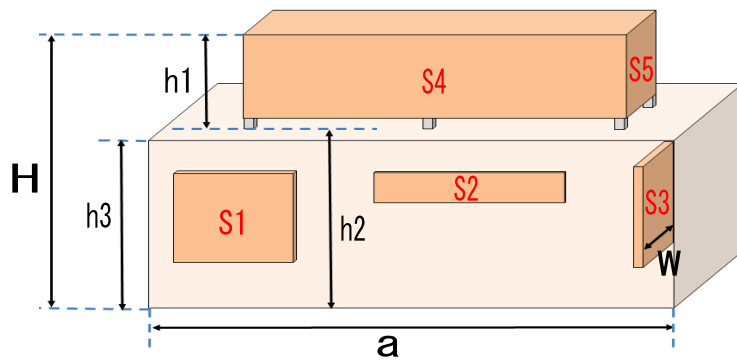
建築物利用広告物の許可期間は、木製1年以内、金属製等3年以内です。

建築物利用広告物の面積や高さの基準は、次の表のとおりです。

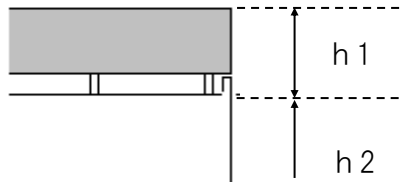
	自家用広告物 公共目的広告物	案内誘導広告物	一般広告物
第1種市街地景観区域	$H \leq 21\text{m}$ 、 $h1 \leq 1/3 \times h2$ $W \leq 2\text{m}$ 、 $S \leq 30\text{m}^2$ $P \leq 25\%$ 、 $Sv \leq 120\text{m}^2$	$H \leq 21\text{m}$ 、垂直突出禁止 $W \leq 2\text{m}$ 、 $S \leq 2\text{m}^2$ $P \leq 25\%$ 、屋上広告物禁止	禁止
第2種市街地景観区域	$H \leq 48\text{m}$ 、 $h1 \leq 2/3 \times h2$ $W \leq 2\text{m}$ 、 $S \leq 50\text{m}^2$ $P \leq 25\%$ 、 $Sv \leq 200\text{m}^2$	$H \leq 48\text{m}$ 、 $h1 \leq 2/3 \times h2$ $W \leq 2\text{m}$ 、 $S \leq 5\text{m}^2$ $P \leq 25\%$ 、 $Sv \leq 200\text{m}^2$	禁止
第3種市街地景観区域	$H \leq 51\text{m}$ 、 $h1 \leq 2/3 \times h2$ $W \leq 2\text{m}$ 、 $S \leq 300\text{m}^2$ $P \leq 30\%$ 、 $Sv \leq 1,200\text{m}^2$	$H \leq 51\text{m}$ 、 $h1 \leq 2/3 \times h2$ $W \leq 2\text{m}$ 、 $S \leq 300\text{m}^2$ $P \leq 30\%$ 、 $Sv \leq 1,200\text{m}^2$ (距離・個数制限なし)	$H \leq 51\text{m}$ 、 $h1 \leq 2/3 \times h2$ $W \leq 2\text{m}$ 、 $S \leq 300\text{m}^2$ $P \leq 30\%$ 、 $Sv \leq 1,200\text{m}^2$
田園・丘陵景観区域	$H \leq 21\text{m}$ 、 $h1 \leq 1/3 \times h2$ $W \leq 2\text{m}$ 、 $S \leq 30\text{m}^2(2\text{m}^2)$ $P \leq 20\%$ 、 $Sv \leq 120\text{m}^2(8\text{m}^2)$	$H \leq 21\text{m}$ 、垂直突出禁止 $W \leq 2\text{m}$ 、 $S \leq 2\text{m}^2(2\text{m}^2)$ $P \leq 20\%$ 、屋上広告物禁止	禁止
山地景観区域	$H \leq 15\text{m}$ 、 $h1 \leq 1/3 \times h2$ $W \leq 2\text{m}$ 、 $S \leq 10\text{m}^2(2\text{m}^2)$ $P \leq 15\%$ 、 $Sv \leq 40\text{m}^2(8\text{m}^2)$	$H \leq 15\text{m}$ 、垂直突出禁止 $W \leq 2\text{m}$ 、 $S \leq 2\text{m}^2(2\text{m}^2)$ $P \leq 15\%$ 、屋上広告物禁止	禁止
特別規制区域	上乗せ基準なし	$H \leq 15\text{m}$ 、垂直突出禁止 $W \leq 2\text{m}$ 、 $S \leq 2\text{m}^2$ 壁面割合上乗せ基準なし 屋上広告物禁止	禁止
歴史的景観保全区域	$H \leq 15\text{m}$ 、 $h1 \leq 1/3 \times h2$ $W \leq 2\text{m}$ 、 $S \leq 30\text{m}^2$ $P \leq 15\%$ 、 $Sv \leq 120\text{m}^2$	$H \leq 15\text{m}$ 、垂直突出禁止 $W \leq 2\text{m}$ 、 $S \leq 2\text{m}^2$ $P \leq 15\%$ 、屋上広告物禁止	禁止
河川・眺望景観保全区域	高さの基準を上乗せ（15ページ参照）		
屋外広告物景観形成地区	地区ごとに許可基準が異なります。 「大慈寺地区屋外広告物景観形成地区屋外広告物許可基準の手引き」参照		

※ 案内誘導広告は、案内対象施設からの距離および個数の制限があります。（次ページ参照）

※ 括弧内の数値は、電光表示広告物（発光または照明の装置のある広告物等のうち、常時表示の内容を変化させることができる広告物をいいます。）を設置する場合の基準です。



- ・ H . . . 地上から広告物最上端までの高さ
- ・ h1 . . . 広告物の設置位置からの垂直方向への突出高さ（垂直突出高さ）



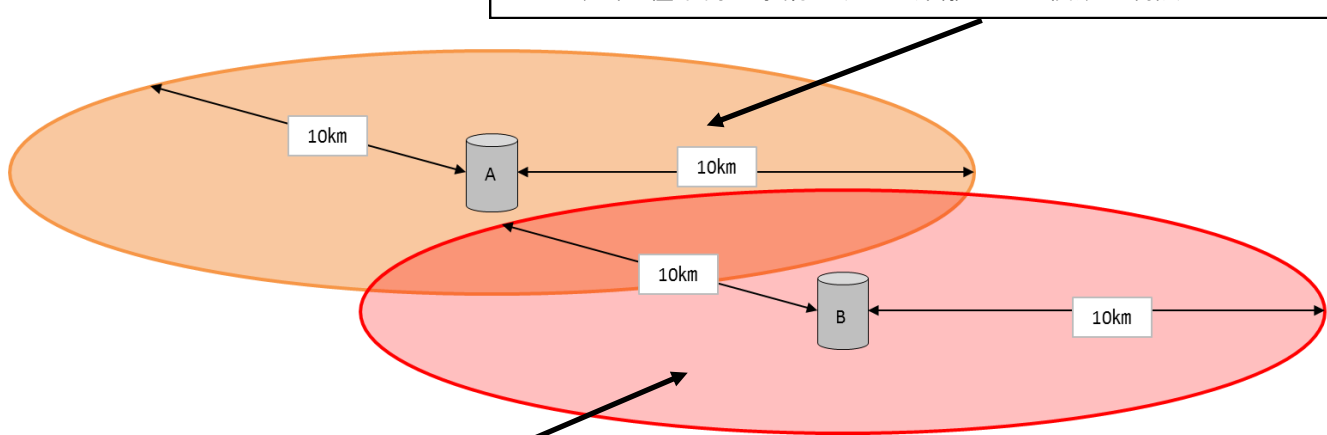
設置位置からの突出高さであり、建築物高さからの突出高さではありません。

- ・ h2 . . . 地上から広告物の設置位置までの高さ
- ・ W . . . 広告物の設置位置からの水平方向への突出幅（水平突出幅）
- ・ S . . . 広告物の最大投影面積（S1、S2、S3、S4）
- ・ P . . . 壁面に設置する広告物（広告板、そで看板）について、広告物を設置する壁面積に対する当該壁面に設置する広告物の合計表示面積の割合（ $P = (S1 + S2 + S3 \times 2) / (a \times h3)$ ）
- ・ Sv . . . 建築物当たりの屋上広告物の合計表示面積（ $Sv = (S4 \times 2) + (S5 \times 2)$ ）

第1種市街地景観区域、第2種市街地景観区域、田園・丘陵景観区域、山地景観区域、特別規制区域、歴史的景観保全区域および屋外広告物景観形成地区において許可を受けて表示され、または設置されている案内誘導広告物のうち建植広告物および建築物利用広告物であるもの（案内誘導建植広告物等）は、種類別許可基準のほかに次の基準にも適合する必要があります。

- 1 案内誘導建植広告物等から案内誘導の対象となる観光地等までの距離が10km以内であること。
- 2 案内誘導の対象となる1つの観光地等につき、案内誘導建植広告物等の合計数が6個以内であること。

Aの案内誘導建植広告は、Aから10kmの範囲内に6個まで表示・設置可能。ただし、第3種市街地景観区域では距離および個数の制限はありません。



Bの案内誘導建植広告は、Bから10kmの範囲内に6個まで表示・設置可能。ただし、第3種市街地景観区域では距離および個数の制限はありません。

屋外広告物景観形成地区内の案内誘導建植広告物等の基準については、別紙「大慈寺地区屋外広告物景観形成地区屋外広告物許可基準の手引き」により確認してください。

河川・眺望景観保全区域許可基準

河川・眺望景観保全区域は、市景観計画における河川景観保全地域および眺望景観保全地域であり、河川景観および眺望景観の保全のために、次の計算式により算出した高さを広告物等の高さの上限とします。ただし、広告物等を設置する区域（第1種市街地景観区域、第2種市街地景観区域、第3種市街地景観区域、田園・丘陵景観区域、山地景観区域、特別規制区域、歴史的景観保全区域または屋外広告物景観形成地区）の高さの基準にも適合する必要があります。

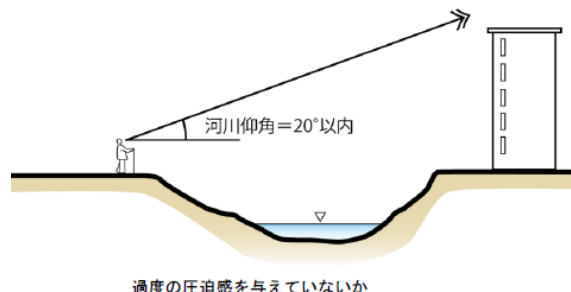
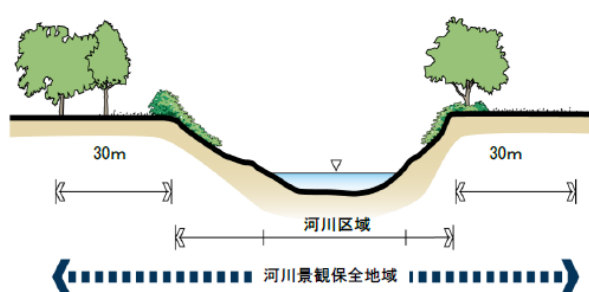
(1) 河川景観保全地域

河川区域から30mの範囲

広告物等の高さの上限＝河川対岸の標高（m）＋人の目線の平均高さ（1.5m）

＋（河川対岸からの距離（m）× $\tan 20^\circ$ ）－計画地の地盤標高（m）

（注： $\tan 20^\circ = 0.3639$ ）



(2) 眺望景観保全地域

・盛岡城跡公園からの岩手山眺望

広告物等の高さの上限＝視点場の標高（138.6m）＋人の目線の平均高さ（1.5m）

＋（視点場からの距離（m）× $\tan 1^\circ 53'$ ）－計画地の地盤標高（m）

（注： $\tan 1^\circ 53' = 0.0330$ ）

・盛岡城跡公園からの南昌山眺望

広告物等の高さの上限＝視点場の標高（136.9m）＋人の目線の平均高さ（1.5m）

＋（視点場からの距離（m）× $\tan 1^\circ 48'$ ）－計画地の地盤標高（m）

（注： $\tan 1^\circ 48' = 0.0315$ ）

・開運橋からの岩手山眺望

広告物等の高さの上限＝視点場の標高（125.6m）＋人の目線の平均高さ（1.5m）

＋（視点場からの距離（m）× $\tan 2^\circ 8'$ ）－計画地の地盤標高（m）

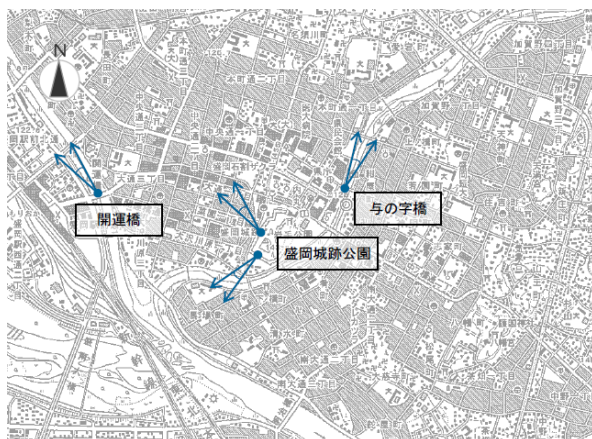
（注： $\tan 2^\circ 8' = 0.0372$ ）

・与の字橋からの愛宕山眺望

広告物等の高さの上限＝視点場の標高（127.6m）＋人の目線の平均高さ（1.5m）

＋（視点場からの距離（m）× $\tan 2^\circ 7'$ ）－計画地の地盤標高（m）

（注： $\tan 2^\circ 7' = 0.0371$ ）



集合広告物を設置するときは

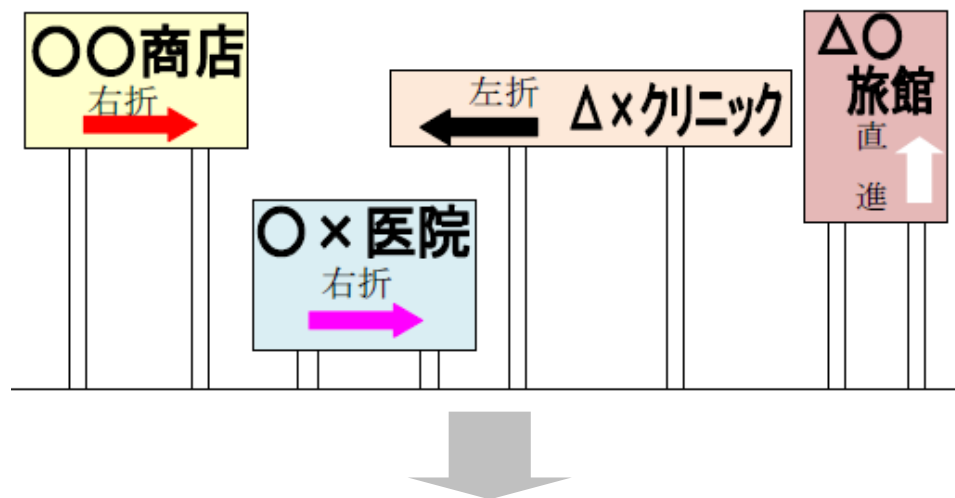
複数の観光地等を案内する広告物の場合、第1種市街地景観区域、第2種市街地景観区域、田園・丘陵景観区域、山地景観区域、特別規制区域および歴史的景観保全区域において表示・設置する案内誘導建植広告物等[※]に限り、その観光地等の数に応じて次の表により算出した面積を投影面積の上限とします。

2つの観光地等を対象とするもの	1.2倍
3つの観光地等を対象とするもの	1.3倍
4つの観光地等を対象とするもの	1.4倍
5つ以上の観光地等を対象とするもの	1.5倍

【集合化前】

例えば・・・

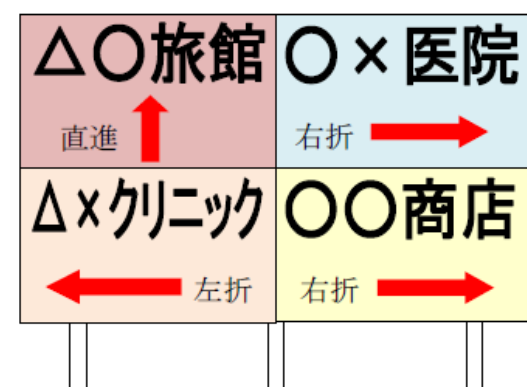
第2種市街地景観区域に4つの観光地等の案内誘導建植広告物等をそれぞれ単独で設置する場合、それぞれの広告物等の最大投影面積の上限は5㎡ですが、



【集合化後】

案内誘導建植広告物等を集合化させると、

1つの観光地等につき最大投影面積の上限が1.4倍となり（ $5\text{㎡} \times 1.4 = 7\text{㎡}$ ）、全体で最大28㎡（ $7\text{㎡} \times 4 = 28\text{㎡}$ ）の案内誘導建植広告物等の設置が可能になります。



許可申請手数料

許可申請時に、次の表による手数料を盛岡市収入証紙で納付してください。
手数料は、納付されると返還できませんので、ご注意ください。

区分	単位		手数料
はり紙	50枚までごとに		300円
はり札	1枚につき		100円
立看板	1個につき		350円
電柱巻付広告物	1個につき		500円
電柱そで看板	1個につき		500円
広告幕、広告旗 およびのぼり	1枚につき		550円
アドバルーン	1個につき		2,650円
広告板 そで看板 建植広告物 屋上広告物 その他これらに 準ずる広告物	1枚または 1個につき	表示面積が1㎡以下	600円
		表示面積が1㎡を超え3㎡以下	1,100円
		表示面積が3㎡を超え6㎡以下	1,700円
		表示面積が6㎡を超え10㎡以下	2,200円
		表示面積が10㎡を超えるもの	2,200円に10㎡を超えた5㎡までごとに750円を加算した額

- 1 ネオン・サイン、イルミネーションその他の発光または照明の装置のある広告物等に係る手数料の額は、この表により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とします。ただし、算定した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。
- 2 変更または改造の許可に係る手数料の額は、変更後または改造後の広告物等について、この表により算定した額とします。

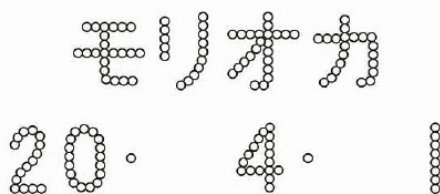
許可された広告物には

許可された広告物等には、許可を受けたことの表示が必要です。
許可の表示は、許可書交付時に交付します。

《許可印、許可証の例》



《打刻印の例》



屋外広告業の登録

市内で、屋外広告業を営むときは、市長の登録を受けなければなりません。
 屋外広告業者は、営業所ごとに業務主任者を設置しなければなりません。
 屋外広告業の登録をしたときは、屋外広告業登録済証を交付します。
 屋外広告業登録済証は、営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。
 登録の有効期間は、5年です。引き続き、屋外広告業を営むときは、更新が必要です。

登録に必要な書類等

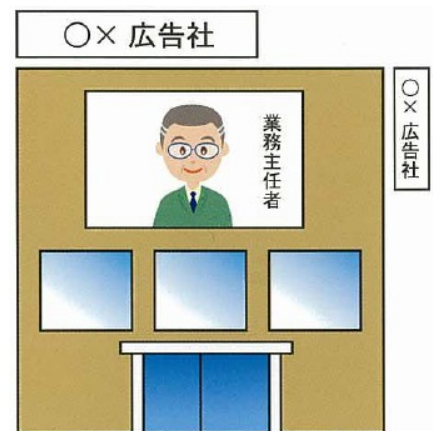
- ・ 屋外広告業登録申請書
- ・ 誓約書
- ・ 登録申請者の略歴書（法人の場合は、役員全員の略歴書）
- ・ 現在事項全部証明書（法人の場合）
- ・ 申請者および業務主任者の住民票の抄本（法人の場合は、役員全員分）
- ・ 業務主任者の資格証の写し
- ・ 登録手数料10,000円（盛岡市収入証紙で納付してください。）

業務主任者の役割

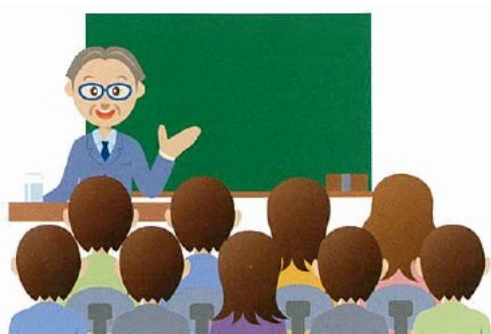
- ・ 広告物等の表示・設置に関する法令規定の遵守
- ・ 広告物等の表示・設置に関する工事の適正な施工・安全の確保
- ・ 請負契約に関する帳簿の記載
- ・ 業務の適正な実施の確保

業務主任者の要件

- ・ 屋外広告士
- ・ 屋外広告物講習会修了者
- ・ 職業訓練指導員免許所持者（広告美術科）
- ・ 技能検定合格者（広告美術仕上げ）
- ・ 職業訓練修了者（広告美術科）



屋外広告物講習会



屋外広告物講習会を受講して、講習会修了証明書の交付を受けた者は、屋外広告業を営む上で必須要件となる業務主任者になることができます。

講習会受講手数料は、4,000円です。（市収入証紙）
 開催日時等は、市のホームページ等でお知らせします。

講習会の内容

- 1 屋外広告物の法令に関すること。
- 2 屋外広告物の表示の方法に関すること。
- 3 屋外広告物の施工に関すること。

違反したときは

市長は、違反広告物等を表示・設置した広告主、施工者、管理者に対して**指導、勧告**することができます。また、勧告に従わなかったときは、その**氏名等を公表**することができます。

違反広告物等に、違反である旨を表示した**違反広告物等証票（違反シール）**をはり付けることができます。

罰則

次の違反行為は、**1年以下の懲役または50万円以下の罰金**に処せられます。

- ・屋外広告業の登録を受けずに、屋外広告業を営業したとき。
- ・不正の手段で屋外広告業の登録を受けたとき。
- ・営業停止命令に違反したとき。

次の違反行為は、**50万円以下の罰金**に処せられます。

- ・違反広告物等の除却命令に従わなかったとき。

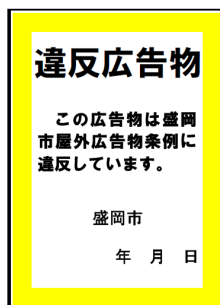
次の違反行為は、**30万円以下の罰金**に処せられます。

- ・違反広告物等を表示・設置したとき。
- ・許可を受けずに広告物を変更・改造したとき。
- ・許可期間満了後または許可取消後、広告物等が不要になった後の除却をしなかったとき。
- ・違反広告物等の表示・設置の停止等の措置命令に違反したとき。
- ・屋外広告業の登録内容を変更後、届出をしなかったときや、虚偽の届出をしたとき。
- ・業務主任者を選任しなかったとき。

次の行為は、**20万円以下の罰金**に処せられます。

広告物等の管理状況等や屋外広告業の業務に関して、

- ・市長が報告を求めたときに、報告をせず、または虚偽の報告をしたとき。
- ・市長が検査を行うときに、検査を拒み、妨げ、または忌避したとき。
- ・市長の質問に対して陳述せず、または虚偽の陳述をしたとき。



法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して罰金刑が科せられます。

簡易除却

はり紙、はり札、立看板、広告旗等で、禁止されている場所や地域および物件に掲出されているもの、許可を受けずに掲出されているものについては、除却の対象となります。

違反広告物簡易除却ボランティアを募集しています

市では、「盛岡市違反広告物簡易除却推進制度」を創設し、違反はり紙の除却の権限を市長が委任し、市民の皆さん自らの手により、地域の美化に取り組んでいただける団体を募集しています。

満20歳以上で市内に在住または通勤・通学している2人以上で構成する団体で申し込んでください。町内会などの団体をはじめ、これを機に結成する団体でも結構です。除却活動に必要な基礎知識、違反広告物の具体的な事例、除却活動中の注意点など、制度についての講習を受けていただきます。



安全とまちの魅力のために

広告物等の管理

許可を受けて表示・設置している広告物等でも、たい色や塗料のはく離、破損や老朽の場合には、適切な維持管理をすることが、公衆に対する安全性だけでなく、広告としての機能を維持する上で大切です。

広告物等の表示者・設置者・管理者・所有者・占有者は、広告物等の補修その他必要な管理を怠らないようにし、その広告物等を良好な状態に維持しなければなりません。許可の要・不要を問わず、全ての広告物等に管理が義務付けられています。

許可が必要な広告物等の表示者・設置者は、広告物等の管理者を設置し、届出をする必要があります。

高さが4mを超え、かつ、表示面積が10㎡を超える広告物等の管理者は、次の資格が必要です。（自家用広告物を除く）

- ・ 建築士
- ・ 職業訓練指導員免許所持者（広告美術科）
- ・ 屋外広告士



広告物等の点検

広告物等の所有者・占有者には、その広告物等についての安全点検が義務付けられています。許可の要・不要を問わず、全ての広告物等が点検の対象です。

高さが4mを超え、かつ、表示面積が10㎡を超える広告物等の点検には、次の資格が必要です。

- ・ 建築士
- ・ 職業訓練指導員免許所持者（広告美術科）
- ・ 屋外広告士
- ・ 屋外広告物点検技能講習修了者

許可期間の更新申請をするときには、点検を実施し、安全点検報告書の提出が必要です。また、新規申請の場合、許可を受けて広告物等を設置した後にも、安全点検報告書の提出が必要です。

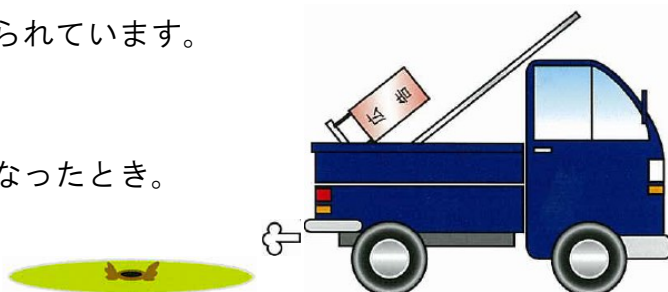
点検を実施する者が有資格者の場合は、資格者証等の写しを添付する必要があります。

広告物等の除却

除却されずに放置された広告物等は、老朽等により、公衆に危害を与えるおそれがあるほか、景観上も好ましいものではありません。

次の場合には、除却することが義務付けられています。

- ・ 許可期間が満了したとき。
- ・ 許可が取り消されたとき。
- ・ 広告物等を表示・設置する必要がなくなったとき。



広告物協定

一定の区域内の土地所有者等が、当該区域内における広告物等に関する協定を締結した場合に、その協定が良好な景観の形成に資すると認められる場合は、市長が広告物協定として認定し、内容を公表します。

広告物協定には、次の事項を定めなければなりません。

- 1 協定の名称、目的、対象となる土地の区域
- 2 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法に関する事項
- 3 協定の有効期間
- 4 協定の変更や廃止に関する事項
- 5 その他協定の実施に関する事項



[illegible]

盛岡市都市整備部景観政策課屋外広告係

〒020-8532

盛岡市津志田14-37-2

電話：019-601-5078（直通）

E-mail：keikan@city.morioka.iwate.jp

ホームページ：<http://www.city.morioka.iwate.jp>